

定額減税や給付金をかたった不審な電話、ショートメッセージやメールにご注意ください!

国税庁や県、市から、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、**個人情報(銀行の口座番号や暗証番号等)をメールや電話でお聞きすることや、ATMを操作していただくような連絡をすることはありません。**不審な電話やSNS、被害の相談については、警察相談専用電話「(#9110)番」、または行方警察署(☎0299-72-0110)にお問合せください。

調整給付金のご案内

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び控除対象配偶者または扶養親族1人につき、4万円(令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割額から1万円)の「定額減税」が行われます。

その際、**定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」を給付**します。

※迅速に給付を行うため、令和5年の所得・控除の状況に基づき、給付額が算定されます。令和6年分の所得税額が確定した後、当初の給付額に不足があることが判明した場合は、追加で令和7年度に支給します。

支給対象者 以下の条件をすべて満たす方

- ①潮来市で令和6年度個人住民税が課されている
- ②令和6年度の合計所得金額が1,805万円以下である
- ③定額減税可能額(納税者及び控除対象配偶者または扶養親族1人につき4万円)が、令和6年分推計所得税額または令和6年度分**個人住民税所得割額**を上回る

調整給付額の計算方法

令和6年分所得税額は、令和6年中には確定しないため、前年の令和5年分所得税額を用いて、令和6年分所得税額とみなします。

○ 所得税分

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 3\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}^*) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年分推計所得税額} \\ \hline (\text{減税前}) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{A 所得税分控除不足額} \\ \hline (0\text{より小さい場合は}0) \\ \hline \end{array}$$

○ 個人住民税分

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 1\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}^*) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年度分個人住民税所得割額} \\ \hline (\text{減税前}) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{B 個人住民税所得割額分控除不足額} \\ \hline (0\text{より小さい場合は}0) \\ \hline \end{array}$$

➡調整給付額 = **A** + **B** (1万円未満切り上げ)

※扶養親族数は「控除対象配偶者+扶養親族(16歳未満を含む)」。ただし、国外居住者を除く。

申請方法 給付金を受け取るには申請が必要です。

対象と思われる方には、7月22日(月)から順次、市から「確認書」を送付しています。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

申請期限 10月31日(木)

詳細は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

【お問合せ】

- 定額減税・調整給付額について:税務課 税務グループ ☎63-1111 内線133・134
- 給付金支給について :社会福祉課 社会福祉グループ ☎63-1111 内線390・391